（別紙２）

基幹教員の要件確認書

兼業を依頼される大学のご担当者　各位

豊橋技術科学大学は、令和８年度から基幹教員制度に移行しております。本学の教員に**「非常勤講師」の兼業を依頼される**場合は、兼業依頼書とともに本確認書のご提出をお願いいたします。なお、「基幹教員として認定する」に☑があるものは、兼業を許可できない場合がございます。

確認事項	
被依頼者の氏名	
認定	□基幹教員として認定しない □基幹教員として認定する
※基幹教員として認定する場合は、以下の該当部分もご記入ください。	
必要最低教員数の算入枠	□４分の１以内の複数参入枠に参入
基幹教員要件①	□教育課程の編成等の審議を行う会議への参画
	□教授会　　□教務委員会　　□その他（　　）
基幹教員要件②	□当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当
	単位数　　（　　単位　　） 授業科目名（　　）

◆参考

基幹教員の要件　：　以下の①及び②を満たす教員
①　教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員【必須】 （教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議（一部の内容でも可）に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員）
②　以下のＡまたはＢのいずれか ※ただし、本学教員は本学に専ら従事しているためＡの適用は不可（Ｂのみ適用可） （Ａ）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。） （Ｂ）当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員（専らの要件なし）